

資料等

## 関係法令

### ◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。)に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(平一一法八七・平一九法九七・平二四法六七・一部改正、平二六法七六・旧第二十六条繰上・一部改正)

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(平一九法九七・全改、平二六法七六・旧第二十七条繰上・一部改正)

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）（抜粋）（19文科初第535号 平成19年7月31日 文部科学事務次官通知）

第一 改正法の概要

1 教育委員会の責任体制の明確化

(3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととしたこと。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとしたこと。（法第27条 ※現第26条（平成27年4月1日改正））

第二 留意事項

1 教育委員会の責任体制の明確化

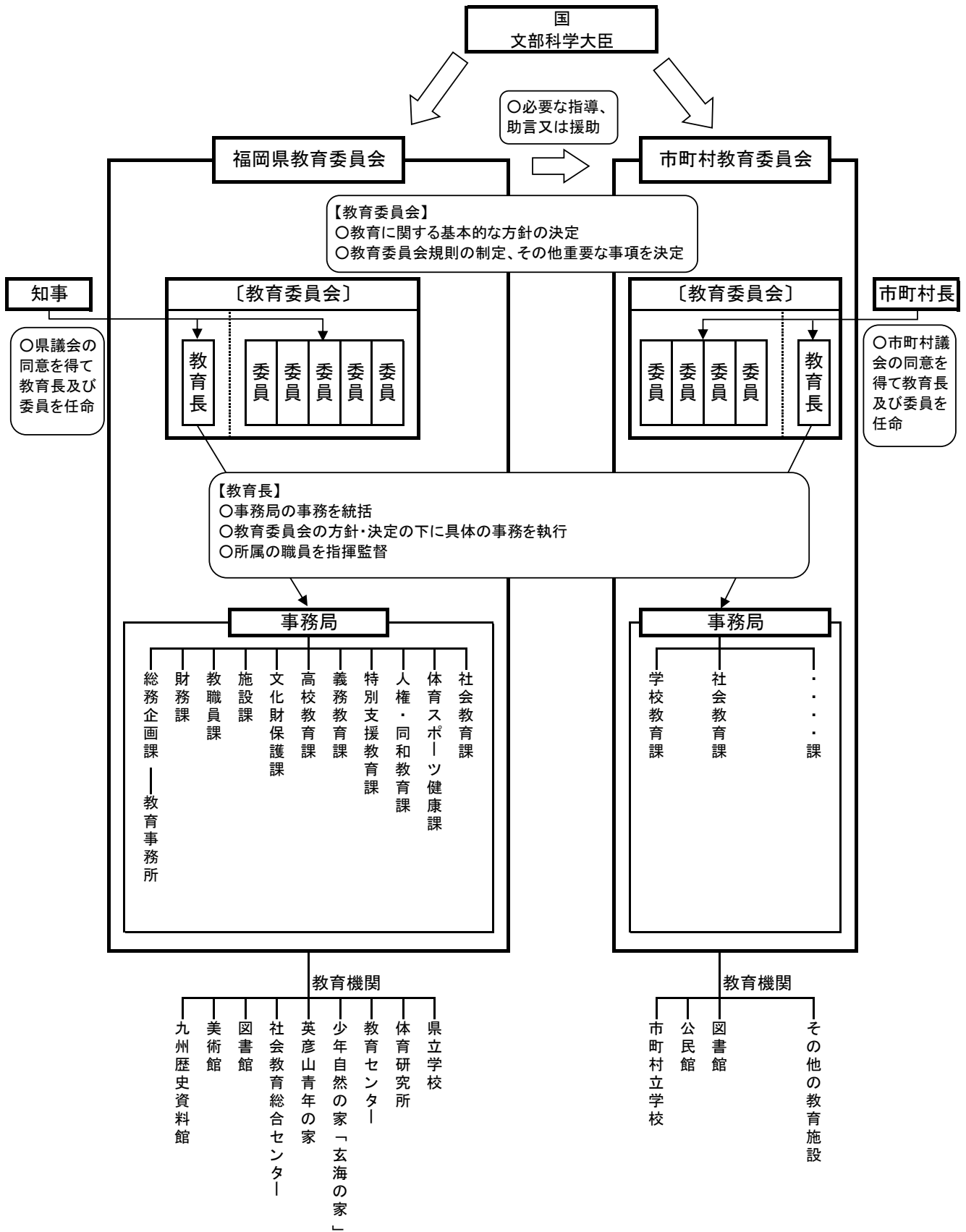
(3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

① 今回の改正は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものであること。

② 現在、すでに各教育委員会において、教育に関する事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するなどの取組を行っている場合には、その手法を活用しつつ、適切に対応すること。

③ 点検及び評価を行う際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることについては、点検及び評価の客観性を確保するためのものであることを踏まえ、例えば、点検及び評価の方法や結果について学識経験者から意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の判断で適切に対応すること。

# 現在の福岡県教育行政の仕組み



# 福岡県内学校数等一覧

平成30年5月1日現在

学校種	設置者		学級数		学級数	児童・生徒数			教員数(本務者)			職員数		
			本校	分校		計	男	女	計	男	女			
幼稚園	計		440	(1)	2,790	61,299	31,266	30,033	4,974	337	4,637	818		
	国		1		3	53	24	29	6	1	5			
	公		37		132	2,578	1,321	1,257	231	12	219	17		
	私		402	(1)	2,655	58,668	29,921	28,747	4,737	324	4,413	801		
小学校	計		735	(6)	11,402	281,424	143,814	137,610	17,303	5,993	11,310	2,817		
	国		3		42	1,286	645	641	63	46	17	9		
	公		723	(6)	11,272	277,644	142,192	135,452	17,071	5,874	11,197	2,764		
	私		9		88	2,494	977	1,517	169	73	96	44		
中学校	計		364	(3)	4,648	134,450	68,475	65,975	9,696	5,255	4,441	1,318		
	国		3		30	1,084	542	542	55	37	18			
	公	小計	334	(3)	4,390	126,285	64,910	61,375	9,152	4,947	4,205	1,226		
		県	4		30	1,192	519	673	58	33	25	4		
		市町村組合	330	(3)	4,360	125,093	64,391	60,702	9,094	4,914	4,180	1,222		
私		27		228	7,081	3,023	4,058	489	271	218	92			
義務教育学校	市		2		21	220	125	95	46	25	21	11		
高等学校	全日制	計			161		1,918	126,613	63,657	62,956	8,218	5,424	2,794	1,817
		公	小計	101		1,918	73,168	36,591	36,577	5,107	3,292	1,815	1,199	
			県	92		1,746	66,488	34,014	32,474	4,589	2,984	1,605	1,112	
			市町村組合	9		172	6,680	2,577	4,103	518	308	210	87	
	私		60			53,445	27,066	26,379	3,111	2,132	979	618		
	定時制	計		20	(2)	171	3,190	1,684	1,506	341	239	102	56	
		県		20		160	3,076	1,615	1,461	313	220	93	53	
		市町			(2)	11	114	69	45	28	19	9	3	
	通信制	計		5			3,311	1,852	1,459	66	48	18	16	
		県		1			1,313	645	668	27	20	7	4	
		私		4			1,998	1,207	791	39	28	11	12	
	専攻科	計		12			933	134	799					
		県		2			68	58	10					
私			10			865	76	789						
中等教育学校	計		2		24	704	313	391	66	45	21	16		
	県		1		18	615	268	347	48	33	15	11		
	私		1		6	89	45	44	18	12	6	5		
特別支援学校	計		38		1,474	6,089	3,916	2,173	3,288	1,238	2,050	542		
	県		20		697	2,962	1,883	1,079	1,615	676	939	335		
	市		18		777	3,127	2,033	1,094	1,673	562	1,111	207		

福岡県行政資料	
分類記号 IA	所属コード 2120212
登録年度 1	登録番号 0003



<sup>きた</sup>  
"鍛えて、ほめて、伸ばす! 子どもの可能性"

<sup>きた</sup>  
～「鍛ほめ福岡メソッド」展開中～

問い合わせ先：福岡県教育庁教育総務部総務企画課

電話 092-643-3882（教育政策推進室）

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>